

護憲的安全保障論

泥 憲 和
姫路市

最初に憲法と自衛隊について、私の基本的な考え方を示します。

私はこう考えています。

憲法第9条は究極的な非武装国家をめざす画期的な憲法である。

しかし憲法第9条は自衛戦力の保持を禁じていない。

拙論はこの立場に立って書かれたものです。

1 理想と現実ということ

憲法第9条の掲げる理想主義は至高のものであると信じます。

改憲派は憲法と現実とのギャップを改憲理由に掲げます。

現在の国際情勢下において憲法の理想を直ちに実現できないのは残念な事実ですが、しかし、いま実現できていないというのは、将来も絶対に実現できないということではありません。国が進むべき理想の方向性を指し示しているのが憲法であれば、常に現実と憲法との乖離は避けられません。現実と矛盾を生じている、それでこそ憲法と言えるのではないでしょうか。そして矛盾を解消するには憲法を現実に引き寄せるのではなく、憲法を実現すべく現実を改变することが求められているに違いない。私はこのように考えます。

2 自国防衛は政府の義務である

ところで武力紛争が絶えない世界にあって、日本だけが侵略されない保障はどこにもありません。憲法第9条が自衛戦争を許していないのだとすれば、外国の侵略を受けるや政府はただちに降伏する他ないでしょう。降伏すれば国民の生命・財産・人権の保障は占領軍に委ねられます。しかし占領軍が私たちの人権を保障してくれるでしょうか。歴史を見る限り、占領下の人民の権利などチリ紙ほどの重さもありません。日本政府は戦わずして国民の基本的人権を保障する責務を放棄してよいのでしょうか。憲法は政府のそのような不作為を許しているでしょうか。政府は国民の生命・財産・人権を保障することを付託されているのですから、外国の不当な権利侵害から国民を防衛する義務もまた負っていると解するのが合理的であると私は考えます。

しかし自衛官も本来ならば生命の安全を保障されるべき国民ですから、自国防衛以外の、たとえば海外派遣で生命を危険にさらす義務などありません。海外派遣は憲法第9条に違反するばかりではなく、基本的人権や幸福追求権を定めた憲法全体に違反すねものだと考えます。

3 戦争の放棄ということ

憲法は「国権の発動たる戦争」を禁じています。戦争全般ではなく、「国権の発動たる戦争」です。英文憲法では war as a sovereign right、とあり、つまり禁じられているのは「政府の主権的権利としての戦争」です。

これは1928年の「戦争拠棄に関する条約」、いわゆるケロッグ＝ブリアン条約第一条に示されている「国家の政策の手段としての戦争の放棄」のことです。「国家の政策の手段としての戦争」とは同条約前文にあるとおり、「戦争に訴えて国家の利益を増進する」行為のことを言います。

それまで戦争は国家固有の権利であって、国家には他国に戦争を仕掛ける権利があるとされていました。しかし、この条約でそのような権利が否定されたのです。日本国憲法は、ほんの数年で死文化したケロッグ＝ブリアン条約を復活させたことになります。

防衛戦争の場合は「戦争に訴えて国家の利益を増進する」行為ではないので、憲法で禁じられている「国権の発動たる戦争」にあたりません。しかし海外派遣で戦闘するのは明らかに国権の発動たる戦争と言えます。海外派遣を拡大するための改憲という論理は、戦争の違法化に努めてきた文明に対する挑戦と言わざるを得ません。

4 自衛隊は陸海空軍その他の戦力にあたらない

つぎに第二項の「前項の目的を達するため陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない……」について考えます。

ここにはわざわざ「前項の目的を達するため」と付け加えてあるのだから、第一項と関連させて解釈しなければなりません。第一項の目的は「国際紛争を解決する手段としての戦争」を禁止することです。国際紛争の武力解決とは、武力によって相手の国家意思をくじき、こちらの意思を強制することです。

敵国の侵攻を武力で防いでいる間は、相手国の意思に従わないというだけあって、自国の意思を強制していることになりません。従って防衛戦争に限つて戦力を保持することまで憲法は禁じていないと解釈することができます。

普通に軍隊と言えば軍法によって規律せられ、独自の警察と検察と裁判所を備えた組織です。占領地にあっては部分的に立法権限さえ持ちます。しかし自衛隊は憲兵も軍事裁判所も持たず、自律的な内部司法権を欠いています。

ですから自衛隊はその装備・編成など外面は軍隊ですし軍隊の機能を有しますが、法制的・実質的には一般行政機関なのです。その面でも第二項が禁ずる「陸海空軍その他の戦力」にあてはまりません。

自民党改憲案には軍法会議の設置が明記されています。歴史的に見て、軍法

会議は侵略のための強制機構です。自衛隊を侵略軍化しようとする改憲には、断固として反対です。

6 世界の希望としての憲法第9条 護憲派への期待

日本は海に囲まれているので、地政学的に極めて侵略されにくい国です。この利点を生かし、日本が率先して軍縮を行えば、必ず東アジアの緊張緩和が全身します。さらに進んで本格的で有効な相互的信頼醸成措置を呼びかければ、遠い将来になるでしょうが、本当に軍備を全廃できる環境をつくれるかも知れません。

憲法第9条を生かして国際平和に貢献することこそ日本にとって最も有効な安全保障政策です。戦争は富と人命の浪費であって、何の益もたらしません。憲法を改悪して軍事的に世界に乗り出すなど、実に愚の骨頂だと考えます。

しかし日本を平和外交の国にするためには、まずこの国の独立が確かなものでなければなりません。脆弱な非武装日本を、国民の多くは望んでいません。

同時に国民は、軍国主義・国家主義を嫌悪しています。平和と民主主義と基本的人権は日本人が手に入れた無二の宝なのであって、憲法第9条に疑問を呈する人でも、けっして戦前体制を良しとしているのではありません。

そういう意味で多くの国民は護憲派に期待しています。

圧倒的多数の国民は、納得できる安全保障政策さえあれば、憲法を擁護する護憲派を支持するに違いありません。空想的平和論を唱えて良しとするのではなく、るべき現実的な安全保障思想を模索すること、今後の護憲運動に求められるのはこれではないかと考え、提起してまとめと致します。

2007.09.12